

第3期医療費適正化計画 P D C A 管理様式

1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					2023 年度 (目標値)
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
51.6%	53.2%	54.9%				
目標達成に 必要な数値	54.7%	57.8%	60.9%	64.0%	67.1%	70%
【取組】						
2020 年度の 取組・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者協議会を通じて保険者別の特定健診受診率等を共有した。また、構成保険者とともに駅やショッピングモールにおいて受診啓発を実施した。 ・市町村における国民健康保険の被保険者のうち、特定健診未受診者に対する通知文書や電話等による個別の受診勧奨を実施した。 ・地域職域連携推進事業を通じて、保険者別の特定健診受診率等に関する課題を共有した。 ・清流の国ぎふ健康ポイント事業及び健康経営推進事業等を通じて健診受診に係る啓発を行った。 ・より効果的な受診勧奨を図るため、個々の受診者の過去の受診傾向に応じて受診勧奨通知の内容を変えることで受診率が向上した好事例を市町村に横展開した。 					
	【課題】					

	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保の被保険者の受診率は、被用者保険と比べ低い傾向にあることから、更なるアプローチが必要となる。 ・被扶養者の健診受診率が低く、地域保健と職域保健が連携した受診勧奨の実施が必要となる。 ・市町村国保では40～50代の働き盛り世代の受診率が低い。 ・被用者保険では被扶養者の受診率が低い。
次年度以降の改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、保険者協議会や地域職域連携推進事業において地域保健・職域保健の課題を共有し、受診率向上に取り組む。 ・保険者協議会における受診啓発（チラシの街頭配布等）を、受診率の低い市町村国保の40～50代及び被用者保険の被扶養者が多く利用する場所で実施する。

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
24.6%	29.8%	31.4%				
目標達成に 必要な数値	28.0%	31.4%	34.8%	38.2%	41.6%	45%
【取組】 <ul style="list-style-type: none"> ・保険者協議会を通じて保険者別の特定保健指導実施率等を共有した。また、構成保険者とともに駅やショッピングモールにおいて受診啓発を実施した。 ・市町村における国民健康保険の被保険者のうち、特定保健指導の対象者に対する通知文書、訪問等による利用勧奨を実施した。 ・特定健診等従事者を対象とした研修会を年 4 回開催し、制度理解や科学的根拠に基づく保健指導の知識、健診・レセプト等各種データの活用について学ぶ機会を提供した。 ・地域職域連携推進事業を通じて、保険者別の特定保健指導実施率等に関する課題を共有した。また、清流の国ぎふ健康ポイント事業及び健康経営推進事業等を通じて受診啓発を実施した。 						
【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導実施率は、全国平均と比較すると高い状況ではあるが、目標達成には至っておらず、特定保健指導の実施率向上に向けて、より一層の取組みが必要である。 ・各保険者が健康課題を整理し、介入する優先順位を明確とした取組みの展開が必要である。また、特定保健 						
2020 年度の 取組・課題						

	<p>指導対象者の特性に応じた保健指導技術を継続的に習得する必要である。</p> <ul style="list-style-type: none">・保健指導終了率が低い保険者の継続参加を図る施策が必要である。
次年度以降の改善について	<ul style="list-style-type: none">・各保険者の取組状況を把握し、会議等の機会を捉え好事例の横展開を実施する。・特定健診等従事者を対象とした研修会を継続し、保健指導従事者の指導スキルの向上を図るとともに、対象者に応じた効果的・効率的な保健事業を実施する。

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
15.49%	12.91%	12.97%				
目標達成に 必要な数値	17.09%	18.69%	20.29%	21.89%	23.49%	25%
2020 年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診等従事者を対象とした研修会を年 4 回開催し、制度理解や科学的根拠に基づく保健指導の知識の習得を図った。 市町村では、訪問や面接等により対象者の特性に応じた保健指導を実施した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率は、平成 20 年度と比べて 12.91% 減少となっているが、目標とは依然開きがあり、目標の達成は見込めない。 					
次年度以降の 改善について	<ul style="list-style-type: none"> メタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少率の向上にむけ、対象者の特性に応じた保健指導の実施のほか、若いころからの健康的な生活習慣の確立が必要である。 					

④ たばこ対策に関する目標

目標	ヘルスプランぎふ21、岐阜県がん対策推進計画に連動して、喫煙率の低下、受動喫煙の防止に関する目標値を設定。 【喫煙する者の割合（2023年度目標）】男性：15%以下、女性：3%以下
2020年度の取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高校生を対象とした防煙教室を開催し、たばこや受動喫煙の害について周知した。 ・改正健康増進法に伴う周知啓発と共に喫煙や受動喫煙の害についての説明会を実施した。 ・たばこ対策の好事例を事例集にまとめ、関係機関に展開した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙率は男性 30.4%、女性 6.0%（2016年度時点）と目標値との乖離がある。目標達成に向け、喫煙したい人への支援のほか、たばこの健康被害についての周知等により新たな喫煙者を造らない取り組みが必要である。 ・引き続き改正健康増進法の全面施行に伴う周知啓発と共に、禁煙及び受動喫煙対策の取り組みの促進が必要である。
次年度以降の改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこの健康被害についての周知等による一層の取組が必要である。 ・改正健康増進法の全面施行に伴う周知啓発と共に、禁煙及び受動喫煙対策の取り組みの促進が必要である。

⑤ 予防接種に関する目標

目標	予防接種に関する正しい知識の普及を進め、市町村や医師会等と連携し、接種対象者の利便性に応じた接種体制の整備を図る。
2020 年度の取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none">・感染症予防対策協議会予防接種部会を開催し、予防接種間違い防止及び接種率の向上等の対策を検討した。・市町村等の予防接種実施機関の知識向上や接種間違いの把握のため、県予防接種センターQ&A 等の配布や予防接種間違い報告様式の見直しを行った。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none">・予防接種間違いの件数は、年度ごとに増減を繰り返しており、減少傾向ではない。・MR 第 2 期の接種率が第 1 期の接種率に比べて低くなっている、国の目標値である 95% を下回っている市町村がある。
次年度以降の改善について	<ul style="list-style-type: none">・予防接種間違い発生防止のため、各市町村や予防接種実施者に対し、研修会等を通じて予防接種間違い事例を共有する。・予防接種率の向上に向けて、各市町村に対し、他市町村での取組事例等の共有を行う。

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

目標	<p>◆糖尿病合併症の発症予防及び重症化予防</p> <ul style="list-style-type: none">・血糖コントロール指標におけるコントロール不良者（HbA1c8.0%以上）の割合の減少 【2023年度目標】0.9%以下・糖尿病が強く疑われる者（HbA1c6.5%以上）の割合の減少 【2023年度目標】5.0%以下
2020年度の取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none">・岐阜県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、各保険者において糖尿病治療未治療者や中断者、通院中のコントロール不良者に対する保健指導及び受診勧奨を実施した。・医師、市町村及び保険者を対象とした研修会や2次医療圏・地域医師会ごとに連携会議を開催し、取組状況の進捗管理や連携の方策について意見交換を行った。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none">・全ての市町村で糖尿病重症化予防の取組みが着実に進んでいる。国の流れや保健活動の方向性を確認しながら、実践・評価・計画化をくり返し、取組成果へとつなげていく必要がある。さらに、国保だけでなく、県内保険者で取組む体制を構築していく必要がある。・ポピュレーションアプローチとして県民への啓発も必要である。
次年度以降の改善について	<ul style="list-style-type: none">・保険者協議会等と連携し、全ての保険者での実施体制を構築する。また、取組みの充実が図れるよう、好事例の水平展開や、医療との連携強化を図る。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
71.8%	76.1%	78.9%	81.2%			
目標達成に 必要な数値	74.5%	77.3%	80%	80%	80%	80%
<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保において、被保険者に対し、後発医薬品を使用した場合の自己負担差額通知の送付や後発医薬品希望カード・シールの配布を実施した。 ・後発医薬品の安心使用に係る啓発資材を作製し、県内各薬局に来局者への周知を依頼した。 ・高齢者等を対象に医薬品等の安全使用並びに後発医薬品に係る安心使用の普及を図るための講習会を実施した。 <p>【課題】</p> <p>引き続き上記のような取組みを推進していく必要がある。</p>						
次年度以降の 改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局薬剤師を対象とした後発医薬品安心使用促進セミナーを実施し、正しい知識の普及に努める。 ・保険者協議会を通じ、使用状況等の分析及び情報提供を行うとともに、使用率が低い医療機関等への働きかけを検討する。 					

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標

目標	医薬品が安全かつ効率的に使用されるよう、正しい知識の普及を推進するとともに、今後の医療需要の増加を見込んだ医療提供の効率化を図る。
2020 年度の取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none">・医薬品に係る正しい知識の普及を図るため、高齢者向けのくすりの安全使用教室を開催したほか、薬局薬剤師が地域包括ケアシステムの一員として在宅医療に取り組むため、薬局薬剤師の知識及び技術の向上を図る研修を実施した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none">・引き続き上記のような取組みを推進していく必要がある。
次年度以降の改善について	<ul style="list-style-type: none">・2021 年度も引き続き、高齢者向けのくすりの安全使用教室及び薬局薬剤師向けの研修会を開催する。